

# KAN 通信

VOL91



連絡先： 社労士オフィス.KAN  
社会保険労務士 武用 貴汰  
〒573-0013  
大阪府枚方市星丘 1-26-14  
電話： 072-395-1291 FAX： 072-395-1291  
e-mail： kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

**4月からの道路交通法の改正により自転車にも青切符**

◆ 4月から自転車にも「青切符」制度が導入

道路交通法の改正により2026年4月から、自転車の交通違反に「交通反則制度」(いわゆる「青切符」制度)が導入されます。この青切符は自動車の交通違反の際に広く行われている違反処理の方法で、今まででは自転車には導入されていませんでした。

これまで自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」(飲酒運転など特に悪質性・危険性が高いものに適用)等を用いた刑事手続による処理が行われていましたが、青切符の導入により、手続的な負担を軽減するとともに、違反者に前科がつくことをなくしつつ、実効性のある責任追及が可能となるものとされています。

◆ 青切符により検挙される違反例

青切符により検挙される違反の一例として、信号無視(反則金 6,000 円)、一時停止(同 5,000 円)、携帯電話使用(同 12,000 円)、制動装置(ブレーキ)不良(同 5,000 円)等が挙げられます。

青切符導入後も、自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施し、交通事故の原因となるような、「悪質・危険な違反」は検挙の対象とするとされていますが、検挙の対象が広がったことで、自転車の交通違反については取締りが強化されることになります。

◆ 従業員への周知を

通勤等で自転車を使用する従業員もいるところ、自転車への青切符導入は個人としては当然知っておくべき改正です。一方、業務において重大事故が起こった場合などは、企業に使用者責任が問われるケースなども想定されます。自転車の交通違反への取締り強化が進む中、自転車への青切符導入や、自動車のみならず、自転車の交通

違反防止については、ぜひ従業員に周知していきたいところです。

【警視庁「道路交通法の改正について(青切符についても含む)】

[https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle\\_kaisei.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/cycle_kaisei.html)

**「育児休業等給付専用のコールセンター」が設置されています**

◆ 複雑化する実務

今年施行された改正育児・介護休業法の施行に伴い、従来の育児休業給付金に加え、出生後休業支援給付金や育児時短就業給付金が新設され、申請書類や要件等がそれぞれ異なり、実務が複雑化してきています。そして、申請から給付まで、時間がかかることも問題になっています。

◆ コールセンターの設置

厚生労働省は、それらの問題を踏まえ 11 月 17 日に

「育児休業等給付専用のコールセンター」を設置しました。育児休業等給付に関する制度内容や申請手続、電子申請の処理状況の目安に関して、問い合わせに応じてもらいます。

◆問い合わせの対象となる給付金

- ・育児休業給付金（支給期間の延長を含む）
- ・出生時育児休業給付金
- ・出生後休業支援給付金
- ・育児時短就業給付金

◆問い合わせの対象となる内容

- ・給付金の内容や支給要件を知りたい
- ・支給額がどのように計算されるか知りたい
- ・給付金の申請手続を知りたい
- ・支給時期や電子申請の処理の目安を聞きたい

※具体的な支給日の回答は行われない

実務担当者にとっては、制度理解と、申請手続の管理、そして社内体制整備が必須実務となるでしょう。不明な点は、このコールセンターを活用してクリアしていきましょう。

【厚生労働省「育児休業等給付専用のコールセンターを設置します】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001593629.pdf>

1月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

13日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]  
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和6年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

2月2日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安

定所]

- 外国人雇用状況の届出  
(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]  
**本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで**
- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～当事務所より一言～  
あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

いつも年始はいくつかの神社を参拝するのですけど、本年は八つの神社を参らせて頂きました。

これを読んで下さった皆様にも幸が恵まれますように（願）



あけましておめでとうございます